

第 22 期愛知海区漁業調整委員会

第 7 回 会 議 議 事 録

令和 4 年 3 月 23 日
海区漁業調整委員会委員室



日	時	令和4年3月23日（水）午前10時30分から午前10時50分まで			
場	所	海区漁業調整委員会委員室（西庁舎5階）			
議	題	第1号議案 しらす機船船びき網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について（諮問） 第2号議案 いかなご船びき網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）			
出席委員	山下三千男 黒田 勝春 稲垣 芳樹 山本 昌弘 中根 静夫 吉武 正康 小林 俊雄 榊原 満男 鈴木 輝明 小林 清和 山下 金次 吉田 和広 長谷川桂子				
事務局職員	書 記 長 服部 嘉文 主 査 柘植朝太郎 非常勤職員 田中紀代子				
農業水産局	水 産 振 興 監 岡田 元 水 産 課 課 長 岡本 俊治 " 担当課長 柴田 晋作 " 課長補佐 堀木 清貴 " 主 任 市來 亮祐 " 技 師 和地 柚貴				

事務局（服部）	定刻となりましたので始めさせていただきます。 開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。 資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案の以上4種類でございます。過不足等はありませんでしょうか。 〔資 料 確 認〕 それでは、ただ今から第7回愛知海区漁業調整委員会会議を開催いたします。 最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。
会長（山下三千男）	皆さんこんにちは。 第7回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただき御礼申し上げます。 本日は、議案2件が上程されております。委員の皆様には円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いし、挨拶とさせていただきます。
事務局（服部）	ありがとうございました。それでは、岡田水産振興監から御挨拶をお願いいたします。
水 産 振 興 監	皆様こんにちは。第7回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。 委員の皆様方には、年度末のお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力をいただきまして重ねて御礼申し上げます。 さて、1月から適用されておりました「まん延防止等重点措置」が3月21日で解除されたことで、またこちらの委員室に戻って開催させていただきました。新規感染者が減少傾向にあるということで

事務局（服部）	すので、このまま収束してくれればと祈念しておりますが、まだまだ基本的な感染対策は続けていくことが必要だと思っております。 3月に入りまして、潮干狩りも始まったと聞いております。資源量はまずまず良好だとのことで、暖かい日々が訪れましたら、また浜が活気づくのではないかと期待しております。 本日は、会長の御挨拶にもありましたように、議案2件と伺っております。委員の皆様には、慎重審議をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 本日は定員15名のうち、13名の御出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立いたしました。 それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして、山下会長に議長をお願いいたします。
会長（山下三千男）	私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。 では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、吉田委員、山下金次委員をお願いいたします。 ただ今より議事に入ります。 第1号議案の「しらす機船船びき網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について」水産課から説明をお願いします。
水産課（市来）	第1号議案について、説明させていただきます。 まずは経緯を御説明いたしますので、資料11ページをお開きください。 令和4年2月24日付けで貴委員会会長から知事あてに建議がありました。その内容は、愛知県しらす・いなかが船びき網連合会からの、「しらす機船船びき網漁業許可の操業区域を拡張する陳情」につきまして、その主旨が満たされるよう適切な措置を講じる旨の御

意見を頂いたものであります。

陳情内容については次の 12 ページを御覧ください。右下に図示されておりますように、三河湾の操業禁止区域の一部を操業可能とするよう陳情するものであります。

この建議について検討した結果、「しらす機船船びき網漁業の許可等の取扱方針」の一部改正について諮問するものであります。

それでは資料 1 ページにお戻りください。諮問文を朗読させていただきます。

[諮 問 文 朗 読]

資料 2 ページを御覧ください。別紙となる改正の概要を説明いたします。

1 概要については、しらす機船船びき網漁業の許可等に関する取扱方針の第 3 (1) に規定する操業禁止区域を一部改正するものであります。

2 施行日については、本委員会の御承認を戴ければ、速やかに施行いたします。

続きまして資料 3 ページを御覧ください。取扱方針の一部改正理由について説明させていただきます。

先ほど御説明しましたとおり、貴委員会会長から知事あてに、愛知県しらす・いなご船びき網連合会からの、しらす機船船びき網漁業許可の操業区域を拡張する陳情につきまして、その主旨が満たされるよう建議をいただきました。なお、連合会からの陳情書は知事あてにも届いております。

しらす機船船びき網漁業は、渥美外海と伊勢湾を主漁場とする漁業であります。当該漁業を営む者の多くが、伊勢湾・三河湾を漁業根拠地としており、年々、内湾漁場の重要度が増しております。内湾漁場の拡張は、漁業根拠地から漁場への距離が近くなり燃料費などの経費が削減できることや、外海漁場に比べて波浪の影響を受けにくく操業機会が増加することにより、漁業経営の安定に繋がる

と期待されます。

取扱方針の改正にあたって、水産資源の保護培養に支障がないか検討いたしました。

水産試験場の調査によると、内湾のカタクチイワシの卵及び仔魚数は、近年増加傾向にあります。また、拡張区域に隣接する海域で安定して漁場が形成されていることから、拡張区域の資源量は十分であると推察されます。

一方、カタクチイワシ以外の魚類の卵及び仔魚数は、拡張区域に隣接する操業区域と操業禁止区域で年変動が一致しており、採集数にも大きな差は見られません。

また、底びき網の重要資源の1つであるシャコのアリマ幼生の採集数についても同様で、大きな差は見られません。よって、拡張区域のカタクチイワシ以外の水産資源の状況は三河湾の他の区域と同等であり、拡張区域がわずかなため、影響は軽微であると考えられます。

資料4ページを御覧ください。水産試験場の調査結果を載せてございます。

図1及び図2は、カタクチイワシの資源が近年増加傾向であり、また、拡張区域周辺で漁場が形成されていることを示しております。

図3及び表は、拡張区域周辺のカタクチイワシ以外の水産資源の状況が、三河湾の他の区域と同等であることを示しております。

資料3ページの4段落目にお戻りください。

今お示したことから、現状の内湾におけるカタクチイワシの資源は比較的高水準にあり、また、陳情書にある操業区域を拡張しても、その他の水産資源へ与える影響は軽微であるので、水産資源の保護培養上の支障はないと判断されます。

次に漁業調整上の支障がないかの検討ですが、当該漁業の操業区域の拡張について、関係する漁業者団体及び漁業協同組合の同意が得られており、当委員会においても拡張するよう御意見をいただいていることから、漁業調整上の支障はないと判断されます。なお、

関係漁業者団体等の同意書につきましては、13 ページ以降に載せてございます。

以上のことから、「しらす機船船びき網漁業の許可等の取扱方針」を改正することとしたものであります。

資料5 ページを御覧ください。取扱方針の新旧対照表を示しております。参考として下段に図で示しておりますので、合わせて御覧ください。

改正内容は、当該漁業の許可の条件を規定した第3のうち、禁止区域を定めた（1）について、

表右側、現行の「伊勢湾及び三河湾のうち次のアからウまでの点を順次結んだ直線及び陸岸によって囲まれた海域で操業してはならない。

- ア 田原市立馬埼灯台、
- イ 知多郡南知多町尾張野島灯台、
- ウ 知多郡南知多町羽豆埼突端」を、

表左側、「伊勢湾及び三河湾のうち次のアからオまでの点を順次結んだ直線及び陸岸によって囲まれた海域で操業してはならない。

- ア 田原市立馬埼灯台、
- イ 知多郡南知多町尾張大磯灯標、
- ウ 北緯 34 度 39 分 30 秒東経 137 度 01 分 05 秒の点、
- エ 知多郡南知多町尾張野島灯台、
- オ 知多郡南知多町羽豆埼突端」とするよう改めるものであります。

この改正により、図で示すとおり、立馬埼灯台、尾張大磯灯標、北緯 34 度 39 分 30 秒東経 137 度 01 分 05 秒の点で囲まれた三角形の区域が操業禁止区域から削除されることとなります。なお、図には記載がございませんが、距岸 500m以内は引き続き操業禁止となっていることを申し添えます。

6 ページから 10 ページは改正後の取扱方針でございます。

以上でございます。慎重な御審議をよろしくお願いいたします。

会長（山下三千男）	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問もないようですので議案を採決することに御異議はございませんか。
委員（多数）	（異 議 な し）
会長（山下三千男）	異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員（全員）	（挙 手 全 員）
会長（山下三千男）	ありがとうございました。 挙手全員と認め、第1号議案「しらす機船船びき網漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について」は原案どおり適当と認めることといたします。 次に第2号議案の「いかなご船びき網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。
水産課（市来）	「いかなご船びき網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」御説明いたします。 県漁業調整規則第11条に基づき、漁業許可をしようとするときは、当該漁業の制限措置の内容と申請すべき期間を海区漁業調整委員会の意見を聴いて公示しなければなりません。 今回、お諮りする内容は許可の有効期間の満了を5月20日に迎える、いかなご船びき網漁業の許可の一斉更新にあたり、許可の制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めようとするものであります。 1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。

	[諮 問 文 朗 読] 2 ページの別紙を御覧ください。 表の左側から漁業種類、制限措置の内容、最後に許可又は起業の認可を申請すべき期間を示しています。 制限措置の内容は、現行の許可方針から変更はなく、(2) の許可又は起業を認可すべき船舶等の数についても現行の許可方針と同数の 291 隻としております。 その右の列の、申請すべき期間は令和 4 年 3 月 29 日火曜日午前 8 時 45 分から令和 4 年 4 月 28 日木曜日午後 5 時 30 分までとしております。 なお、参考として 3 ページ、4 ページに公示案を示しております。 以上でございます。御審議よろしく申し上げます。
会長 (山下三千男)	ありがとうございました。 ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。 質問もないようですので議案を採決することに御異議はございませんか。
委員 (多数)	(異 議 な し)
会長 (山下三千男)	異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。
委員 (全員)	(挙 手 全 員)
会長 (山下三千男)	ありがとうございました。 挙手全員と認め、第 2 号議案「いかなご船びき網漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は原案どおり適当と認めることといたします。 以上で本日予定の議題はすべて終了いたしました。

これをもちまして第7回委員会を終了します。委員の皆様方、お疲れ様でした。

議 長

委 員

委 員

